

新型コロナウイルスへの対応状況

2020.5.18 FC フェローズ 戸谷

1. 国

- 5/4 ⇒ 緊急事態宣言の対象地域を全都道府県としたまま、5月31日まで延長
- 5/14 ⇒ 緊急事態宣言の解除。(北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫を除く39県)

基本的対処方針の概要

	13 特定警戒都道府県	長野県(その他の34県)
外出自粛	人との接触機会最低7割、 極力8割削減の目標維持	県境またぐ移動や接待伴う飲食店を除き、 自粛要請せず
イベント	引き続き自粛要請	感染防止策を条件に小規模なものは容認
休業要請	感染拡大につながる施設は使用制限を 要請。博物館や図書館、公園は解放可能	地域の実情に応じて判断
出勤	出勤者7割削減の目標維持	7割削減を求めないが、テレワークなどは推進
学校	地域の感染状況に応じ、段階的に学校教育活動を再開する環境をつくる	
ポイント	① 34県では、「3密(密閉、密集、密接)」を避ける「新しい生活様式」を身に着ける。 ② 「小規模イベント」参加者が最大50人程度のもを想定。歌唱を伴わない演奏会や茶会、 近距離での会話のない屋外イベント ③-1 劇場や映画館は、マスク着用や十分な座席間隔の確保などを前提に制限を緩和。 -2 飲食店の営業時間制限も、座席間隔や適切な消毒などに配慮して緩和を検討。 ④ 百貨店や学習塾、遊技場も従業員と客の間に仕切りを設けるなどの条件で自粛を緩和。	

「新しい生活様式」の具体例

外出	出：マスク着用、帰宅後石鹸で丁寧な手洗い、シャワーも
人との間隔	：できるだけ2m
移動	：会った人と場所を記録
生活	：毎朝検温。小まめに手洗い、換気。会話時は症状なくてもマスク
買い物	：少人数ですいた時間に素早く。展示品への接触控えめに
スポーツ	：ジョギングは少人数で、距離を取ってすれ違いを
公共交通機関	：会話は控え、混んだ時間避け(時差通勤)
食事	：大皿、おしゃべり、多人数会食は避け、横並びで座る。
働き方	：テレワーク、オンライン会議励行。対面の打ち合わせは換気とマスク

2. 長野県

- 5/5 緊急事態宣言の期間延長を受けた県の対応
 - 県民の行動変容を進める取り組み
 - ・ 「外出自粛要請」は、15日(金)まで継続
 - ・ 16(土)~31日(日)は、「人と人との距離の確保」を呼びかけ
 - 県外からの感染を防ぐ取組
 - ・ 「県境を越えた移動自粛要請」は、31日(日)まで継続
 - ・ 観光、宿泊業者への休業検討依頼は15日(金)まで、16(土)~31日(日)は、「県外から人を呼び込まない運営の検討を依頼

○新しい生活様式への移行を促進する取り組み

・**県立学校**は「22日(金)まで休校延長」、「16(土)~22日(金)は分散登校し、自習」、「23(土)~31日(日)は授業日を設け分散登校」

※5/16-5/31の間、**県立学校における運動部活動は行わない**。6/1以降の活動については、改めて通知

・**県有施設**は「15日(金)まで休止継続」、16(土)~31日(日)は「県外から人が来る施設は休止継続」、「主に県民が使う施設は再開に向けた取組を行う」

・**県主催イベント**は15日(金)まで原則中止、16(土)~31日(日)は「参加者が特定できる県民向けで必要性が高いイベントは感染防止策を徹底し実施」、「参加50人超のイベントは実施しない」

○5/15⇒緊急事態宣言の解除を受けた長野県の対応方針。

緊急事態宣言 5/7~15

宣言解除後 5/16~31

- ① 外出・移動
- ・徹底した外出自粛要請 ⇒ 一律外出自粛要請は解除、次の事項などを呼掛け。
 - ・「人との接触機会の低減」
 - ・「人との距離の確保」
 - ・「会話する際のマスク着用」
 - ・「換気の徹底」
 - ・県境をまたいだ移動の自粛を要請 ⇒
 - ・特定警戒都道府県への移動、従来の自粛継続(特措法)
 - ・特定警戒都道府県からの不要不急の帰省の自粛呼掛け。
 - ・県外との往来をできる限り抑制。
 - ・身近な地域にとどまる「ステイ信州」の呼掛け。
- ② 遊興施設(キャバレー・ナイトクラブ・ライブハウス等)
- ・休業を要請 ⇒ 継続(21日まで休業を要請、21日以降は)
- ③ 運動・遊技施設(体育館、パチンコ店等)、劇場(映画館等)、食事を提供する施設
- ・営業時間の短縮 ⇒ 営業時間短縮・酒類提供の時間制限要請は解除
 - ・酒類提供時間の制限要請 ⇒ 感染防止策の実施要請は継続
 - ・感染防止策の実施を要請
- ④ 県外から人を呼び込む観光・宿泊施設
- ・休業の検討を依頼 ⇒
 - ・休業の検討を依頼は終了
 - ・特定警戒都道府県から人を呼ばない運営の検討依頼
 - ※ 従来方針は「県外から人を呼ばない運営の検討を依頼」
- ⑤ その他の施設
- ・感染防止策の実施の要請 ⇒ 継続(感染防止策の実施の要請)

3. 長野市

○長野市内小中学校は、5/31まで分散登校。部活動も休部

○小川村小学校/中学校は、5/25再開

4. 信州大学(工学部)

○5/8⇒現在工学部施設の閉鎖期間を5/31まで延長(工学部 平井管理係長メール連絡)

○5/13⇒・長野県を対象とする緊急事態宣言期間中の学生の入構は原則禁止

・通学による実験・実習等の授業については、長野県を対象とする緊急事態宣言の解除後、各学部等の方針に基づいて順次実施

・長野県を対象とする緊急事態宣言解除後は、

○本学の業務としての施設利用については、上記の感染拡大防止対策を講じること以外の制限を設けないが、

○ 課外活動を含め、本学の団体及び外部団体等が本学施設を利用については、別途、「信州大学施設利用に関する感染拡大防止対策の指針」を定め、これに基づき、感染リスクの低い活動から、当該緊急事態宣言解除から2週間経過後の最初の月曜日以降順次利用できるようにする。

5. 日本サッカー協会

- 本協会は 5月末まで全ての主催事業（トレーニング、講習会、研修会、視察等を含む）を延期、または中止とすることとしました。
- 5/11 Jリーグ実行員会開催 ⇒
 - ・ チーム練習再開時に向けた ガイドライン整備 を決定。
 - ・ 21日(木)政府専門家会議後の新型コロナウイルス対策連絡会議(NPB 合同)で リーグ再開日程協議

6. 長野県サッカー協会⇒

- 長野県協会も引き続き協会主催のすべての会議・イベント等について5月末日まで期間を延長して、原則として延期・中止とする自粛要請といたします
- 各種別(1~4種、女子、シニア)のリーグ戦等は、5/31まで活動自粛
- 第1種長野県社会人サッカーリーグ(2部)は、6月14日まで再延長
- 5/13 ⇒ 「新型コロナウイルス対応対策特別委員会」を設置。再開事業計画を所掌する。
- 5/16 ⇒ 「事業再開に関わるガイドライン発信について」を各チームあてに通知
- 5/16 ⇒ 「活動再開に伴う新型コロナウイルス感染拡大の予防について」を各チームあてに通知

7. 長野市サッカー協会等

- U12、U11、U10、U9、U8 リーグ等は、全て5/6以降に延期
- 5/13 ⇒ NSFの指示待ち。6月開幕予定

8. 松本山雅

- 4/14：活動休止①育成組織(U15/U12/女子 U15⇒4/22まで/U18⇒4/24まで)
②サッカースクール③スポーツクラブ⇒5/6まで
- 4/14：トップチームは、一般非公開練習
- 4/17：トップチームは活動休止、18から当分の間
- 5/6：トップチーム、育成組織、サッカースクールは5/11まで全ての活動休止
- ※ AC長野パルセイロは、トップチームの活動休止を5/6まで延長

9. 市内各チームの活動状況

- 学校のグラウンドは使用不可となっているため活動できない。5/31まで

10. グラウンドは、当分の間確保が非常に難しいと思われます。(確保できない?)

② 長野市スポーツ施設【5/16施設案内予約システム】

○ スポーツ施設の一部再開について

新型コロナウイルス感染拡大防止のためスポーツ施設を休止・休館しておりましたが、令和2年5月16日(土曜日)から以下の屋外施設を再開します。

- ・ 運動場・運動広場

・北部スポーツ・レクリエーションパーク（管理棟および屋内運動場は使用禁止）

※ 引き続き、**休止・休館する施設**は以下のとおりです。

・社会体育館　・南長野運動公園長野オリンピックスタジアム

・南長野運動公園長野Uスタジアム　・北部スポーツ・レクリエーションパーク（屋内運動場）

※ 休止・休館は、令和2年5月31日（日曜日）までとじていますが、今後の国の動向や市内の感染状況により変更する場合があります。

③ 松本市スポーツ施設【シニア：大島競技運営委員長】

信州スカイパーク及び**松本市体育施設の使用不可期間延長**について

・使用不可期間：**当面の間**　※明確な再開期日は決まっています。

・使用不可施設：信州スカイパーク施設、**松本市フットボールセンター、あがた運動場、かりがねサッカー場（人工芝・天然芝・多目的）、その他運動場**